

みんなで防ごう 障がい者虐待

10月1日「障害者虐待防止センター」を開設

心身障害のある人を虐待から守るために「障害者虐待防止法」が10月1日に施行されました。これに合わせ、町は、相談窓口となる「障害者虐待防止センター」を新たに設置しました。今後、虐待の防止と早期発見につながるよう、医療機関や社会福祉施設などと連携できる体制づくりを進めます。

障がいのある人やその家族を守るための法律が施行

近年、心身に障がいのある人が、財産や年金を勝手に使われたり、入所している施設の職員から暴行を受けたり、必要な介護を受けられなかったりするなど、深刻な虐待にあっていることが問題となっています。

障がいのある人の中には、自分が虐待を受けていること自体、認識できない人がいます。生活を支援する施設や勤め先への遠慮から、虐待を受けても言い出せずに悩んでいる人もいます。

10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」は、障がいのある人を虐待から守り、社会や地域の中で安心して生活できるようにしていこうというものです。

同法は、障がいのある人への虐待の予防と早期発見のために、国や自治体が果たす責務や、虐待を受けた人への保護と自立の支援について定めています。障がいのある人の世話をする家族への負担を軽減する支援体制を整備することもうたわれています。

虐待をしてしまう人にも支援の手が必要です

虐待は、ちょっとしたきっかけで起こってしまうものです。指導やしつけ、教育といった名目で、虐待という自覚のないまま不適切な支援が行われることもあります。

特に障がいのある人の世話や介護を行う家族による虐待は、介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係などが原因となることが少なくありません。

虐待が起きないようにするためには、虐待されている本人だけでなく、虐待をしてしまう人への支援も合わせて行うことが必要です。

町は、今後も町民や障害者福祉施設、事業者を対象に、虐待についての啓発を実施、障がいのある人や家族への支援を行っていきます。

障がい者虐待の具体例

①身体的虐待

体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、身動きができない状態にしたりすること

②性的虐待

性的な行為をしたり、それを強要したりすること

③心理的虐待

侮辱したり、拒絶するような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

④放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、排泄、洗濯などの世話や介助をせず、心身を衰弱させること

⑤経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また本人の金銭使用を理由なく制限すること

虐待かもしれないと思ったら虐待防止センターへ連絡を

障害者虐待防止法の施行により、虐待を発見した人は、市町村へ通報することが義務付けられました。

障がいのある人に「体に不自然な傷やあざなどがある」「家の中から頻繁に怒鳴り声や悲鳴が聞こえる」「衣服や体が汚れている」などは、虐待の兆候を現すサインです。こうしたサインを見つけたら、町へ相談してください。

町は虐待を発見したときの相談窓口になる「障害者虐待防止センター」を10月1日に開設しました。虐待の通報があったときには、家庭や施設を訪問して事実関係を確認し、障がいのある人の安全を確保します。

通報したことによって、通報者が責任を問われることはありません。町民の皆さんの気付きと通報する勇気が、虐待の早期発見と虐待に悩む人の支援につながります。

相談電話番号 電話 72-1111

通報した人の個人情報を守られますので、虐待に気付いたら、すぐに連絡してください。障がい者だけでなく、高齢者、児童への虐待相談も受け付けます。相談費用は無料です。

受付時間

来所相談 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始除く）

電話相談 24時間受付（夜間と土・日・祝日は日直・当直室で受け付けます）



西田ミツギさん（北中島）



山下シヅ子さん（北中島）



吉村テルさん（北中島）



中村カメコさん（北中島）



新野マスエさん（北中島）



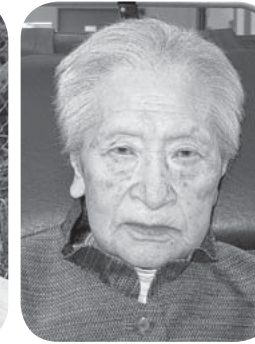
松本ナミさん（北中島）



荒木ヨシ子さん（島木）



山下ナミ子さん（田所）



山口ミドリさん（滝上）



工藤セツさん（馬見原）



藤嶋トミさん（馬見原）



清和総合支所で、記念の盾を受け取る大塚叢司さん

祝100歳

おめでとうございます！

今年、山都町では11人の方が100歳を迎えられます。10月10日、甲斐町長が100歳になられた方々のご自宅や町内施設を訪問して、内閣総理大臣と山都町から祝い状と記念品を贈呈しました。元気に100歳を迎えられたみなさんをご紹介します。

年齢を感じさせないいきいきとした生活

大塚 叢司さん（米生）

おお つか むら し

内閣府では、高齢者が年齢にとらわれず、社会との関わりを持ちながら、自由でいきいきとした生活を送る「エイジレスライフ」を実践する高齢者を毎年選考して全国に紹介しています。その今年度の選考で、大塚叢司さんが選ばれました。

大塚さんは、米生地区在住の92歳。3月まで老人クラブ清和支部の会長を長年にわたり務めてきました。在職中は、お知らせを毛筆による手書きで作成、各戸への配布も歩いて回っていました。会長を退いたあとも、ボランティアで地区の老人ふれあいサロンを主宰したり、わらじ・しめ縄づくりの指導を図書館や「和光教室」などで行っています。

「いろんなことをやって、喜んでもらえるのがうれしい。70歳のとき大きな病気をしたが、いまだで長生きできました。食事では塩を減らすことやしっかり噛むことを心がけています。時間を見つけてストレッチなどで体を動かします。なにより、いろいろ私を気遣ってくれる家族には感謝しています。」質問にひとつひとつ丁寧に、はっきりとした口調で答えてくれた大塚さん。今後もますます輝きを放って、地域を元気にしてくれそうです。

エイジレスライフ 内閣府が提唱する、年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由で生き生きとした生活を送ること。内閣府では、その実践者やグループを、広く全国に紹介するために、平成10年から毎年選考しています。平成24年度は全国で46人と13のグループが選考され、熊本県では大塚さんを含み2人選出されました。